

大阪市立阿倍野区民センター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立阿倍野区民センター（以下「区民センター」という。）の使用許可及び使用期間に関し、大阪市コミュニティ振興施設条例及び大阪市コミュニティ振興施設条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 区民センターの施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを指定管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 使用の日時

(3) 使用の目的

(4) 使用する施設及び付属設備

(5) 入館者の予定人員

(6) その他指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更するときは、あらかじめ所定の申請書にて指定管理者の許可を受けなければならない。

3 第1項の申請は、使用期日の6月前の日から受理するものとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、同日前においても受理することがある。

(使用期間の制限)

第3条 区民センターの施設の使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請の優先)

第4条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、第2条第3項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用」という。）を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であつて、阿倍野区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

(1) 大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用

(2) 区民センターの指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用

(3) 大阪市からの委託による事業を行うための使用

(4) 地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、阿倍野区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が阿倍野区民を対象とした事業を行うための使用

(使用期間の制限の解除)

第5条 指定管理者は、前条第2項並びに第3項及び第4項に掲げる使用があったときは、第3条に規定するただし書に基づき、引き続き3日を超えることができるものとする。

(優先使用の申請)

第6条 優先使用の申請については、第2条の定めにより、使用期日の9月前の日から6月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第7条 指定管理者は、第2条及び前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、2日以内に許可を決定するものとする。

(優先使用内容の掲示)

第8条 指定管理者は、第6条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の6月前の日まで、区民センター内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

(使用権譲渡の制限)

第9条 第7条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

ただし、「6月前」を「9月前」に改正する規定は、平成22年4月28日から施行し、「3月前」を「6月前」に改正する規定は、平成22年6月15日から施行する。

ただし、別表の改正は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

| No . | 団体名 | No . | 団体名 |
|------|-------------------------|------|----------------------|
| 1 | (財)大阪市コミュニティ協会阿倍野区支部協議会 | 36 | 阿倍野区献血推進員会 |
| 2 | 阿倍野区明るい選挙推進協議会 | 37 | 阿倍野区公衆衛生協会 |
| 3 | 阿倍野区地域振興会 | 38 | 阿倍野食品衛生協会 |
| 4 | 阿倍野区民生委員協議会 | 39 | 阿倍野区食生活改善推進員協議会 |
| 5 | (社福)大阪市阿倍野区社会福祉協議会 | 40 | 阿倍野区寝たきり予防推進協議会「梅の会」 |
| 6 | 阿倍野区地域支援調整チーム | 41 | 健康づくり体操「リラの会」 |
| 7 | 阿倍野区ボランティア推進協議会 | 42 | 「交通事故をなくす運動」阿倍野区推進本部 |
| 8 | 大阪府共同募金会阿倍野地区募金会 | 43 | 阿倍野防火協力会 |
| 9 | 阿倍野地区保護司会 | 44 | 阿倍野自衛消防協議会 |
| 10 | 阿倍野区更生保護助成会 | 45 | 阿倍野公衆集合場防火協議会 |
| 11 | 阿倍野区更生保護女性会 | 46 | 阿倍野危険物防火協議会 |
| 12 | 阿倍野 B B S 会 | 47 | 大阪市防火管理協会阿倍野支部 |
| 13 | 阿倍野区老人クラブ連合会 | 48 | 阿倍野区女性防火クラブ |
| 14 | 阿倍野区母と子の共励会 | 49 | 阿倍野区米穀連絡協議会 |
| 15 | 大阪市遺族会阿倍野区支部 | 50 | 阿倍野区市場連合会 |
| 16 | 阿倍野区身体障害者団体協議会 | 51 | 阿倍野区商店会連盟 |
| 17 | 阿倍野区 P T A 協議会 | 52 | 阿倍野区友会 |
| 18 | 阿倍野区 P T A 協議会 O B 会 | 53 | 阿倍野区選挙管理委員会 |
| 19 | 阿倍野区生涯学習推進員連絡会 | 54 | ボーイスカウト大阪連盟阿倍野区協議会 |
| 20 | 阿倍野区人権啓発推進協議会 | 55 | 阿倍野区いけばな連盟 |
| 21 | 大阪市企業人権推進協議会阿倍野区支部 | 56 | (社)阿倍野区医師会 |
| 22 | 阿倍野区花と緑のまちづくり推進委員会 | 57 | 阿倍野区歯科医師会 |
| 23 | 大阪市民運動阿倍野区実行委員会 | 58 | 阿倍野区薬剤師会 |
| 24 | あべのカーニバル実行委員会 | 59 | (社)大阪府柔道整復師会阿倍野地区 |
| 25 | 阿倍野区成人の日記念のつどい実行委員会 | 60 | 阿倍野防犯協会 |
| 26 | 阿倍野区地域女性団体協議会 | 61 | 阿倍野交通安全協会 |
| 27 | 阿倍野区青少年育成推進会議 | 62 | (社)阿倍野納税協会 |
| 28 | 阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会 | 63 | 阿倍野納税貯蓄組合連合会 |
| 29 | 阿倍野区青少年指導員連絡協議会 | 64 | 近畿税理士会阿倍野支部 |
| 30 | 阿倍野区青年団体連合会 | 65 | 大阪商工会議所天王寺・阿倍野支部 |
| 31 | 阿倍野区子供会育成連合協議会 | 66 | (社)阿倍野産業会 |
| 32 | 阿倍野区体育厚生協会 | 67 | 大阪阿倍野ライオンズクラブ |
| 33 | 阿倍野区体育指導委員協議会 | 68 | 大阪帝陵ライオンズクラブ |
| 34 | 阿倍野区民体育祭実行委員会 | 69 | 大阪阿倍野ロータリークラブ |
| 35 | 阿倍野区学校保健協議会 | 70 | 大阪コスモスライオンズクラブ |